

令和5年度 久留米市地域包括支援センター運営に関する
事業報告について

(令和6年度 第1回久留米市地域包括支援センター
の運営に関する協議会資料)

令和6年 9月 10日
久留米市健康福祉部 長寿支援課

I 【久留米市地域包括支援センターの業務】

1 包括的支援業務

(1)総合相談支援業務

支援に活用できる社会資源の情報を収集し、被保険者の心身の状況、その居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整その他の被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るための総合的な支援を行う。

また、高齢者が要支援・要介護状態となることを防ぐ又は遅らせるため、何らかの支援を要する方々を早期に把握し、介護予防事業などに繋げる。

業務の内容としては、初期段階での相談支援及び継続的・専門的な相談支援やネットワークの構築、地域の状況の実態把握等を行い、地域の高齢者等の福祉の増進を図るほか、民生委員、地域住民や高齢者団体（老人クラブ・サロン・自主グループ等）などからの相談、基本チェックリストなどから、生活不活発等により何らかの支援を要する方々を早期に把握するとともに、介護予防活動や介護予防事業などに繋げる。

(2)権利擁護支援業務

介護支援専門員や民生委員、地域の住民等の支援だけでは十分に解決できない又は適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者等が、地域において、安心して尊厳ある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行う。

業務の内容としては、成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止に関する諸制度の活用を行うなど、高齢者等の生活の維持を図る。

(3)包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者等が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域において多職種相互の協働等による連携を図るとともに、第1号介護予防支援、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者等の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を行う。

業務の内容としては、地域ケア会議等を通じた自立支援に資するケアマネジメントの支援、包括的・継続的なケア体制の構築、地域における介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言等を行う。

(4)認知症総合支援業務

早期診断・早期対応をはじめ、症状・容態に応じた適切な医療・介護サービスの提供とともに、認知症の人とその家族を支える取組など、認知症の人と家族にやさしい地域づくりを行う。

業務内容としては、認知症の容態に応じたサービス等の支援に適切に結びつけるとともに、初期集中支援チームにつなげるほか、初期集中支援チーム員会議への参加、初期集中支援チームと連携した支援、チーム支援終了後の支援体制の構築等を行う。

また、ものわすれ予防検診や認知症予防講座等の市が行う認知症施策への協力のほか、認知症地域支援推進員が行う認知症サポーター養成講座の開催を支援、市民への認知症に関する知識の普及啓発を行い、認知症の人とその家族にやさしい地域づくりを進める。

2 第1号介護予防支援業務(介護予防ケアマネジメント)

「介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月31日厚生労働省告示第197号）」で規定される基本チェックリストに該当する者に対して、介護予防及び自立支援の視点を踏まえ、その心身の状況等に応じて、対象者自らの選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス等適切な事業が包括的・効率的に実施されるよう必要な援助を行う。

3 地域ケア会議業務

各地域包括支援センター担当圏域内において、地域ケア会議（自立支援地域ケア会議、個別課題検討ケア会議、地域課題検討ケア会議）を適切に開催し、高齢者に関する個別課題や地域課題の解決を図る。

4 認知症地域支援推進員業務

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続できるよう、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を配置し、当該推進員を中心として、医療と介護の連携強化や地域における支援体制の構築を図るとともに、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みを整備し、「共生」の地域づくりを推進する。

業務内容については、医療関係者と介護事業所のネットワークを構築し、認知症に関する医療・介護の連携を促進し認知症の状態に応じた適切な支援につながるほか、認知症の正しい理解の普及、認知症サポーター養成講座の開催、認知症の人や家族を支える活動を実践する認知症サポーターステップアップ講座への参画、地域のニーズとのマッチング、認知症カフェの運営や立上げに向けた相談を受け、取組の普及・定着を図る。

また、若年性認知症の人やその家族等からの相談に応じ、鑑別診断を含む専門医療や保健・医療・福祉サービスの情報提供や利用調整等の支援、関係機関等と連携した就労の継続の支援や居場所づくりの支援、家族支援を行う。

5 介護予防講座運営等事業

地域における介護予防の取り組みが推進されるように、介護予防に関する講座等を実施し、個人や仲間同士で自主的に介護予防に取り組む意識の醸成を図る。なお、介護予防講座運営事業に関する年度計画や実施する内容等に関してそれぞれの年度当初に協議を行うこと。

6 地域包括支援センター連携業務

地域包括支援センターの行政、職能団体、医療・介護サービス事業者等との総合調整等を行う。

7 指定介護予防支援業務

地域包括支援センターは、第1号介護予防支援業務（介護予防ケアマネジメント）の他、指定介護予防支援事業所の指定を受け、予防給付（要支援1、2）の対象者が、介護予防サービスの適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整（介護保険法第8条の2第16項、介護保険法第115条の22）を行う。

8 地域包括支援センター評価の実施・協力

地域包括支援センターの運営の公正・中立性及び活動状況等の自己評価を行い、その結果等の資料を、本市の指定する期日までに提出する。

9 重層的支援体制整備事業への参加

改正社会福祉法第106条の4（令和3年4月施行）の規定により、本市が推進する重層的支援体制整備事業に協力するとともに、その実施にあたっては、以下の項目に留意し、相談支援の手法の検討や他の相談支援機関等との連携強化を図り、複合化・複雑化した個別課題の解決を図る。

- ① 地域住民の相談を包括的に受け止める。
- ② 解決が困難な事例については、他機関と連携して対応するほか、必要に応じて適切な相談支援機関へつなぐ。
- ③ 必要に応じて重層的支援会議及び支援会議に参加し、相談支援機関等と連携・協力しながら個別支援計画等の妥当性や方向性を協議し、解決に向けて取り組む。

10 その他

新型コロナウイルス等の感染拡大への配慮や、新型コロナウイルス等を踏まえた新しい生活様式に対応した支援を行う。

Ⅱ 【事業実績】

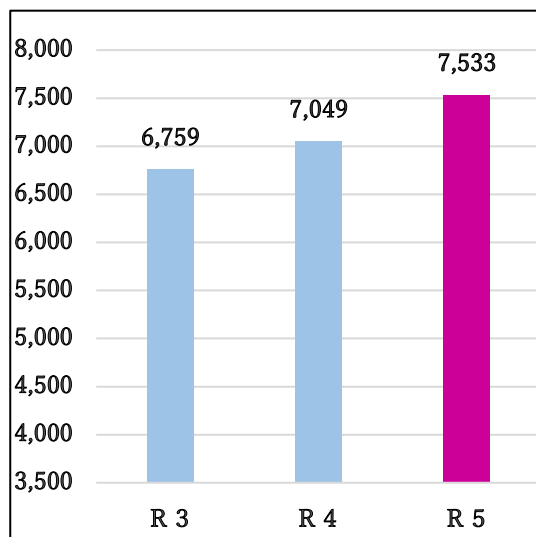
令和5年度 個別支援のべ対応件数

センター		中央	中央2	中央3	東	東2	西	西2	南	南2	北	北2	計
総合相談支援業務		6,456	6,761	6,972	6,333	5,616	5,098	4,992	5,057	5,487	5,637	5,336	63,745
内訳	一般的な相談	1,080	659	534	193	563	421	255	229	658	204	568	5,364
	介護に関する相談	5,092	5,765	5,967	5,482	4,740	4,452	4,606	4,536	4,703	5,071	4,210	54,624
	福祉に関する相談	158	80	58	149	86	114	51	85	95	218	181	1,275
	医療に関する相談	126	257	413	509	227	111	80	207	31	144	377	2,482
権利擁護業務		1,637	851	1,532	1,419	453	2,127	746	832	691	851	329	11,468
内訳	高齢者虐待対応	1,173	239	627	600	61	609	539	497	377	288	240	5,250
	権利擁護対応	464	612	905	819	392	1,518	207	335	314	563	89	6,218
包括的継続的ケアマネジメント支援業務		541	1,266	439	323	142	962	455	337	234	1,070	454	6,223
認知症総合支援業務及び認知症地域支援推進員業務		1,701	1,856	686	1,985	694	581	1,158	937	416	376	1,127	11,517
介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント支援業務		12,696	8,691	8,719	6,392	7,218	7,726	5,594	6,988	10,406	7,410	5,158	86,998
内訳	介護予防支援	8,106	4,632	6,099	3,727	4,987	5,053	4,171	4,743	6,575	6,041	3,438	57,572
	介護予防ケアマネジメント	4,590	4,059	2,620	2,665	2,231	2,673	1,423	2,245	3,831	1,369	1,720	29,426
のべ対応件数合計		23,031	19,425	18,348	16,452	14,123	16,494	12,945	14,151	17,234	15,344	12,404	179,951
【参考】職員数（三職種計）		10	7	6	7	5	7	5	6	7	5	5	70

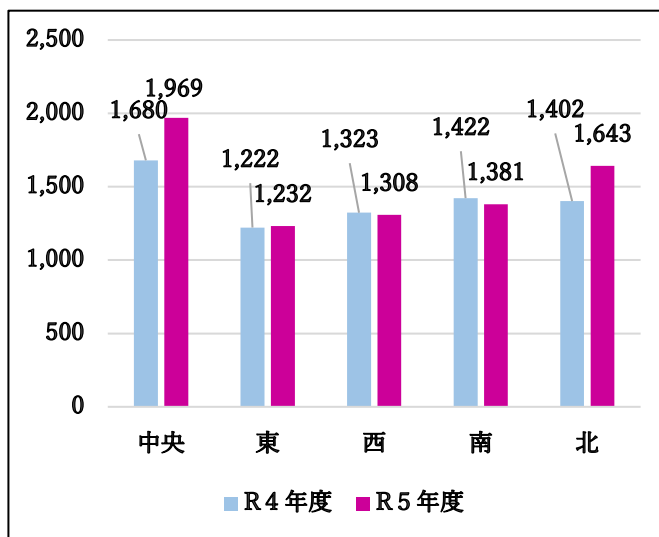
1 包括的支援業務

（１）総合相談支援業務

① 相談件数

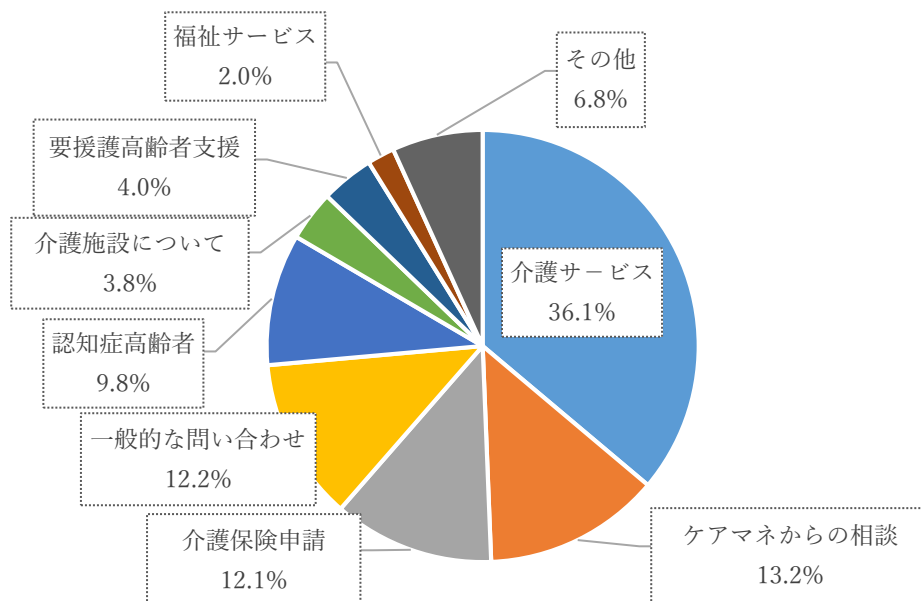


②圏域別相談件数

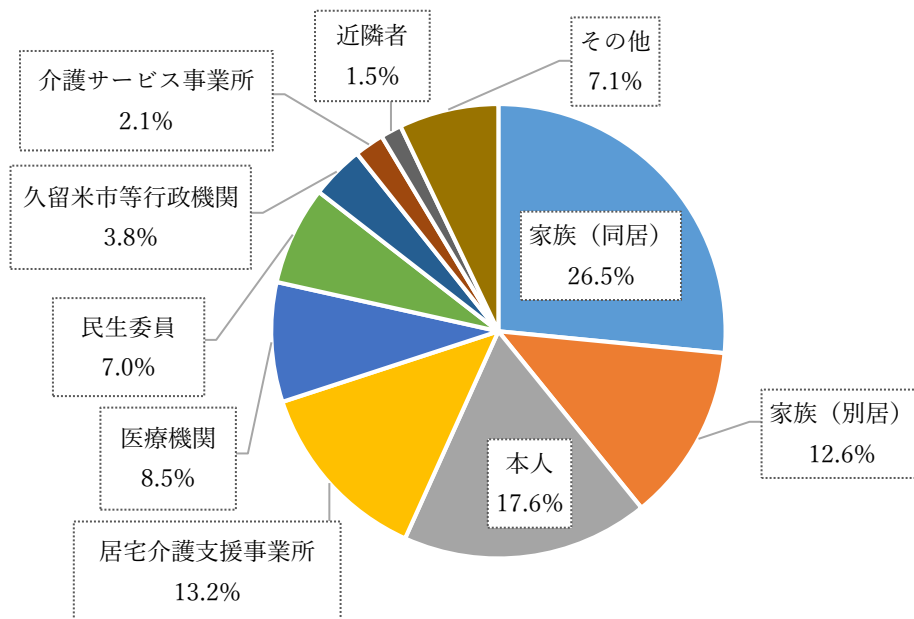


● R4年度 ⇒ R5年度 484件の増加

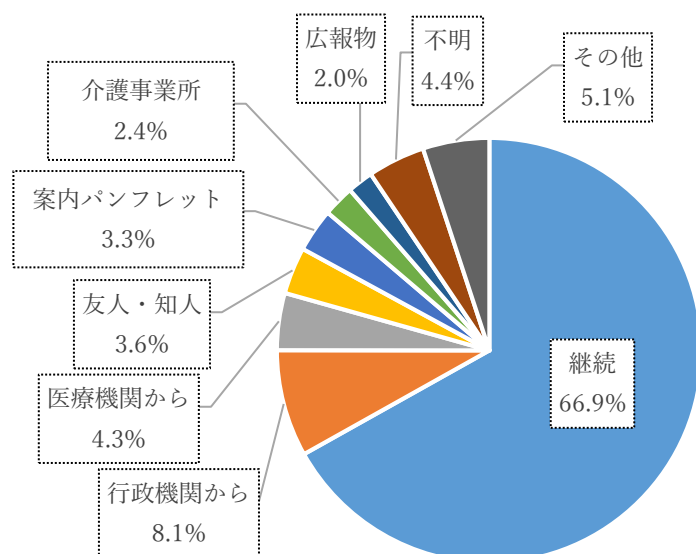
③相談内容



④相談者



⑤相談経路(相談実件数の内訳)



相談延べ件数も、63,745件と昨年度と比較して増加しており、1回の相談では解決できない複雑な課題を抱えた相談が増加傾向にある。

⑥ 関係機関との連携

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、地域の支援者とネットワークを構築し、共に課題解決を行うことを目的に、支援を必要とする人に早期に気づき、相談に繋がり支援を受けることができるよう取り組んだ。

民生委員児童委員定例会やふれあいの会班長会へ地域包括支援センター職員が参加することで顔の見える関係づくりを行い、地域課題の共有と早期に気づき相談が寄せられる体制づくりに務めた。また、地域の見守り体制を強化するため、地域の企業や商店、医療機関や金融機関などを訪問し協力を呼びかけた。その結果、近隣者や民生委員など地域からの相談件数が増加し、また、寄せられた相談等に対する課題解決に向けた検討や連携した見守り支援について役割分担を確認しながら支援を行うことができた。

	中央	中央2	中央3	東	東2	西	西2	南	南2	北	北2	合 計
民生委員定例会	52	33	19	57	77	43	34	31	21	55	18	440
(開催箇所数)	(5)	(3)	(2)	(5)	(7)	(4)	(3)	(3)	(2)	(6)	(2)	(42)
校区社協関連	班長会	15	35	0	24	0	17	24	15	54	17	201
	サロン	14	9	12	11	12	6	16	9	13	24	139
	その他	1	3	12	3	1	11	2	2	17	2	55
まちづくり振興会関連	2	3	12	9	20	34	7	3	2	16	5	113
支え合い推進会議	5	10	10	6	18	14	6	5	7	14	7	102
老人クラブ関係	0	3	14	9	1	10	16	3	3	2	24	85
自主グループ	17	6	9	11	7	0	0	0	1	0	1	52
郵便局・金融機関	0	18	3	8	6	0	7	1	0	0	7	50
その他関係機関	6	15	6	9	40	11	9	1	6	15	16	134
合 計	112	135	97	147	182	129	114	79	85	182	109	1,371

(2) 権利擁護支援業務

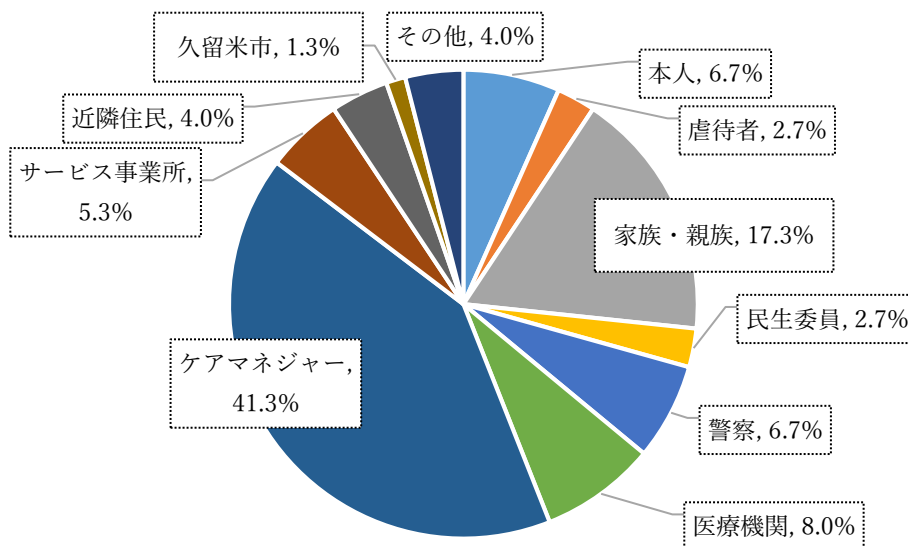
① 高齢者虐待事案

①-1 虐待対応件数

	中央	東	西	南	北	計	割合
R5年度 虐待対応件数 $A + B = C$	31	19	20	22	14	106	100.0%
(うち、虐待認定件数 $A + U = D$)	(21)	(12)	(14)	(13)	(8)	(68)	64.2%
過年度から継続 $A = ア + イ$	11	5	6	4	5	31	29.2%
虐待認定 A	10	5	5	2	4	26	83.9%
当年度に終了 a	8	4	4	2	4	22	71.0%
次年度へ継続 b	2	1	1	0	0	4	12.9%
非虐待 $イ$	1	0	1	2	1	5	16.1%
R5年度 新規通報・相談 $B = ウ + エ + オ$	20	14	14	18	9	75	70.8%
虐待認定 $ウ$	11	7	9	11	4	42	56.0%
当年度に終了 c	5	6	7	7	2	27	64.3%
次年度へ継続 d	6	1	2	4	2	15	35.7%
非虐待 $エ$	7	6	2	4	5	24	32.0%
未確認 $オ$ f	2	1	3	3	0	9	12.0%
R5年度に終了した件数 $a + c = e$	13	10	11	9	6	49	72.1%
R6年度に継続する件数 $b + d + f = g$	10	3	6	7	2	28	41.2%

虐待相談・通報を受けた場合は、原則として地域包括支援センター職員2名と長寿支援課職員1名が担当者となり、迅速な対応を行っている。令和5年度の通報・相談件数は75件であるが、事実確認を行い、実際に虐待と認定したケースは42件（56.0%）であった。虐待認定に至らなかった24件は、事実確認が困難であった、養護者（高齢者を現に養護する者で食事の介護等何らかの世話をしている者）ではなかった等である。なお、虐待認定に至らなかったケースについても継続的に支援を行っている。また、世帯の課題が複雑な場合などは、長期にわたる対応が必要となる。

①-2 令和5年度新規受付分の通報経路



通報経路	本人	虐待者	家族・親族	民生委員	警察	医療機関	ケアマネジャー	サービス事業所
件数	5	2	13	2	5	6	31	4
割合	6.7%	2.7%	17.3%	2.7%	6.7%	8.0%	41.3%	5.3%
前年件数	8	1	6	3	13	6	26	12

通報経路	近隣住民	久留米市	その他	合計
件数	3	1	3	75
割合	4.0%	1.3%	4.0%	100.0%
前年件数	0	5	9	89

※通報経路が重複する場合があるので、
通報件数の計と一致しないことがある。

①ー3 虐待終結の状況（49件の内訳）

終結区分	件数	割合
被虐待者又は虐待者の入所、入院等分離	25	51.0%
家庭内への介入による助言等	11	22.4%
被虐待者の介護サービス等導入・見直し	8	16.3%
成年後見制度の利用	3	6.1%
被虐待者の死亡	1	2.0%
その他	1	2.0%
合計	49	100.0%

虐待事案の終結については、大きく分けると、被虐待者と虐待者を分離する方法と、家庭内への介入による助言や介護や医療のサービスを見直すことなどにより、同居のままで虐待が発生しないようにする方法がある。被虐待者の意向に沿って、虐待が解消されるよう対応を行っている。

①ー4 虐待の類型（令和5年度受付・認定した42件の内訳）

区分		身体的	心理的	経済的	性的	放棄・放任	合計
久留米市 (R5)	件数	30	15	6	1	3	55
	割合	71.4%	35.7%	14.3%	2.4%	7.1%	
全 国 (R4)	件数	11,167	6,660	2,540	65	3,370	23,802
	割合	65.3%	39.0%	14.9%	0.4%	19.7%	

※1 割合については、虐待認定件数（久留米市：42件 全国：17,091件）に占める割合である。

※2 類型が重複する場合があるので、合計数は虐待認定件数と一致しない。

①ー5 被虐待者について（令和5年度受付・認定した42件の内訳）

○性別

性別	男性	女性	計
件数	4	38	42
割合	9.5%	90.5%	100.0%

※全国の状況：男性 24.2%、女性 75.8%

○年齢層

年齢区分	～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳～	合計
件数	1	1	4	5	15	11	5	42
割合	2.4%	2.4%	9.5%	11.9%	35.7%	26.2%	11.9%	100.0%

※全国の状況：80～84歳、85～89歳の年齢層の順に割合が大きい

○介護度

介護度	非該当	未申請	申請中	要支援		要介護					計
				1	2	1	2	3	4	5	
件数	0	2	0	4	3	12	13	3	4	1	42
割合	0.0%	4.8%	0.0%	9.5%	7.1%	28.6%	31.0%	7.1%	9.5%	2.4%	100.0%

※全国の状況：要介護1以上が全体の85.6%

○認知症の有無

認知症 日常生活 自立度	自立	I	Ⅱa	Ⅱb	Ⅲa	Ⅲb	Ⅳ	M	自立度不明	認知有無不明	合計
件数	4	8	12	2	9	0	3	0	3	1	42
割合	9.5%	19.0%	28.6%	4.8%	21.4%	0.0%	7.1%	0.0%	7.1%	2.4%	100.0%

○認知症により日常生活に支障をきたすような症状が見られる認知症日常生活自立度Ⅱ以上は、26人と全体の61.9%を占める。

※全国の状況：認知症日常生活自立度Ⅱ以上が50.9%

①ー6 虐待者（養護者）について

区分	配偶者	息子(同居)	息子(別居)	娘(同居)	娘(別居)	子の配偶者	孫	兄弟・姉妹	親類	その他	合計
件数	17	10	2	6	2	3	0	1	0	1	42
割合	40.5%	23.8%	4.8%	14.3%	4.8%	7.1%	0.0%	2.4%	0.0%	2.4%	

※全国の状況：子からの虐待が58.3%、配偶者からの虐待が29.3%

※全国の数値は、「令和4年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果（厚生労働省発表）」による。

①ー7 高齢者虐待未然防止・早期発見のための取組み

○居宅介護支援事業所、介護サービス事業所向け研修会の実施

高齢者虐待に関する相談者の多数を占める居宅介護支援事業所や介護サービス事業所に対し、虐待防止や虐待リスクを軽減するための連携した支援体制の構築に向け、高齢者虐待防止についての研修会を圏域ごとに実施した。研修会の実施にあたっては、事前アンケートをもとに研修テーマを設定し、研修会当日は模擬事例をもとにグループワークを行い虐待発生リスクの見立てや要因整理、予防に向けたアプローチ等について意見交換を行った。

○地域に対する普及啓発

高齢者虐待の防止や早期発見・対応には地域での見守りが重要であるため、民生委員児童委員定例会やふれあい会班長会、出前講座等の機会をとらえ、高齢者虐待に関する相談や傾向、早期発見・対応の必要性和相談窓口の周知・啓発を行った。

また、地域包括支援センターが発行する「ほうかつだより」や各校区組織にて発行する「コミセンだより」、回覧板やSNSを活用した高齢者虐待防止や認知症、相談窓口（包括）の周知、認知症サポーター養成講座や子育てサロン、地域イベントでの広報物の配布などを通して幅広い世代へ理解を深めていただけるよう努めた（令和5年度普及啓発回数：324回、普及啓発者のべ人数：5,289

人)。

② その他権利擁護についての取組み

認知症に関する相談も増加傾向にあるため、高齢者虐待のみならず、成年後見制度や消費者被害についても独自資料や、消費生活センターから情報提供があった詐欺に関する見守り情報等を民生委員や校区社協、介護保険事業所等に配布し、高齢者宅への訪問等で活用できるよう情報発信を行った。また、地域の企業や金融機関等に対し高齢者の消費者被害や権利侵害について伝え、気になる高齢者がいた際の連携体制や、成年後見制度の活用について共有した。

認知症などにより判断能力の低下が見られる場合において、金銭管理や適切な介護サービスの利用などの支援のため、成年後見センターや行政（市長申立）など関係機関への繋ぎを行った。

（３）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

①包括的ケアマネジメントの体制構築

ケアマネジャーからの日常的な相談（認知症支援、虐待対応、支援困難ケース）などに対して、必要な助言・支援を行った。困難ケースの場合は、必要に応じ、サービス担当者会議への同席や同行訪問を実施した。

また、各圏域の居宅介護支援事業所に所属する主任介護支援専門員で構成される会の取組みに参加し、地域のケアマネジャーが抱えている課題や現場対応での多様な悩みごとの共有や意見交換、実践力向上のための勉強会や研修会、事例検討会等の取組みに対し支援を行った。

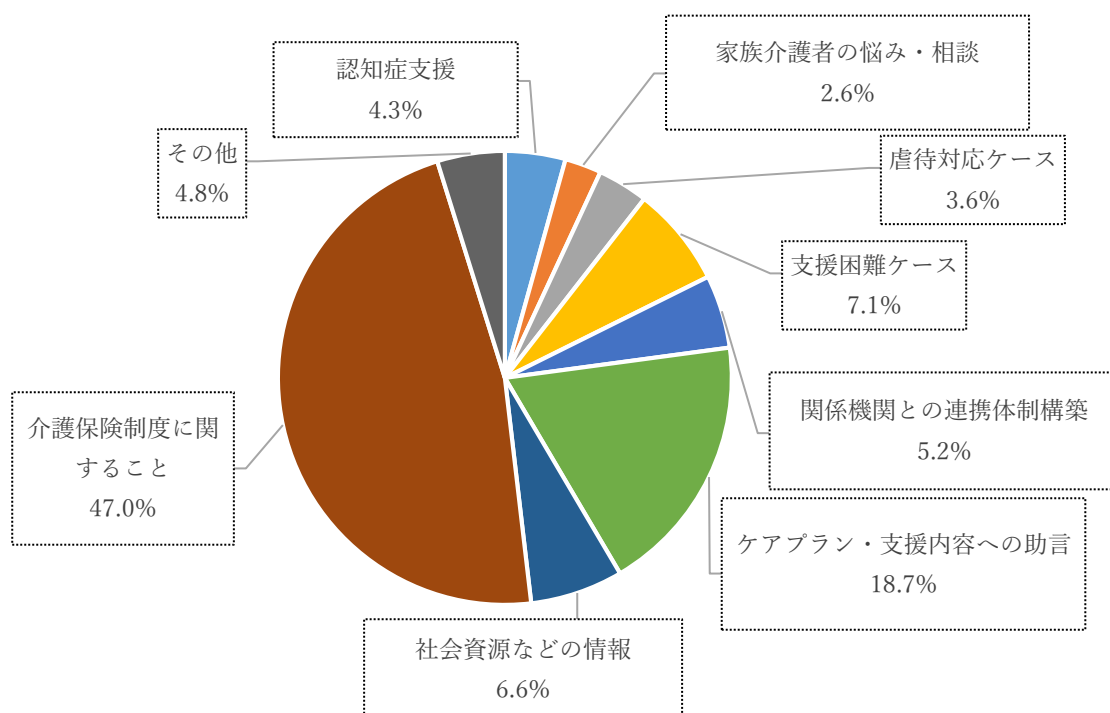
○介護支援専門員支援相談件数

センター	中央	中央 2	中央 3	東	東 2	西	西 2	南	南 2	北	北 2	合 計
相談件数	48	49	101	78	82	128	102	66	66	137	140	997

参考 1：居宅介護支援事業者数 103 事業所

参考 2：令和 4 年度相談件数 871 件

○介護支援専門員からの相談内容



2 認知症総合支援業務、認知症地域支援推進員業務

(1) 認知症に関する相談対応

平成 29 年 4 月から、認知症地域支援推進員を日常生活圏域に各 1 名ずつ配置（11 名体制）することで、認知症を含めた高齢者の総合相談支援体制の強化を図っている。また、令和 5 年度の認知症総合相談支援等業務対応件数は 11,517 件（延べ件数、令和 4 年度：6,158 件）であり、認知症に関する相談対応の増加が見られた。

さらに、医療や介護サービスの利用を拒んでいるなどの処遇困難事例等については、『認知症初期集中支援チーム』へ引き継ぐなど（※平成 28 年 10 月～令和 6 年 3 月末：96 事例）、適切な支援に繋がるように努めた。

(2) 認知症の理解を深めるための普及啓発及び認知症に早期に気づき対応ができる仕組みづくり

「認知症があっても地域で暮らし続けられる地域づくり」を事業目標に、地域ニーズに応じた普及啓発活動を行い、地域や関係機関と連携した支援体制の充実を図った。

	回数・団体数	啓発対象者数
周知活動	299	5,514
認知症サポーター養成講座	29	813
オレンジ協力隊養成講座	6	100
認知症支援普及啓発活動計	334	6,427

①周知活動

認知症について不安や悩みがある方やその家族が、地域包括支援センター等への早期の相談に繋がるように、地域における出前講座や地域での集まり、イベントなど、様々な機会を捉えて、『久留米市認知症支援ガイドブック』や『ほうかつだより』、その他各センターにて作成した独自資料を活用しながら、認知症に関する講話や脳トレ等の実践を通して、早めの気づきの重要性と各種相談窓口などの周知を行った。

また、地域の商店や郵便局、金融機関等に出向き、気になる高齢者や困りごとなどについて聞き取り認知症高齢者や地域の実情把握に努めるとともに、相談先として地域包括支援センターの周知と連携・協力等について依頼を行った。

②認知症サポーター養成講座

介護サービス事業所と連携し、身近に相談できる場づくりに努めるとともに、キャラバン・メイトや地域の協力者（校区まちづくり振興会や介護事業所等）と連携しながら認知症サポーター養成講座等の実施を通じて、認知症の人やその家族を地域で支えていく機運を高めている。

令和 5 年度は、民生委員やサロンなどに加え、小学校の児童等も対象に講座を実施した。参加者に応じて、伝えたいポイントを整理し講座の内容を変更するなど工夫を行いながら実施した。受講者の多くから「認知症に対する認識が変わった。」、「周りの人にも伝えたい。」、「声かけ方法を学び今後の活動に活かしたい。」など前向きな感想をいただいた。

③オレンジ協力隊養成講座

認知症サポーター養成講座を受講した後のステップアップとして、地域団体や企業等が団体として共通の認知症支援活動を宣言し登録のうえ、オレンジ協力隊として活動いただくための「オレンジ協力隊養成講座」について、認知症サポーター養成講座を受講いただいた団体に開催を呼

びかけ実施した。また、令和5年度実施はできなかった団体についても、令和6年度の実施に前向きな返答を得ることができた。

3 第1号介護予防支援業務(介護予防ケアマネジメント)及び指定介護予防支援業務

(1) 介護予防ケアマネジメント

要支援者及び基本チェックリストによる総合事業該当者に対するアセスメントを実施し、利用者の状況や希望を踏まえた同事業のサービスや民間サービスなどが包括的及び効率的に提供されるよう支援するとともに、モニタリング及び必要に応じたフォローアップなどの支援を行った。

(2) 指定介護予防事業

予防給付の対象者(要支援1・2)が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整を行う。なお、この業務は、居宅介護支援事業所への委託により行うことができる。

(3) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント対応件数

令和5年度の給付管理件数は33,331件(介護予防支援:21,848件、介護予防ケアマネジメント:11,483件)、令和5年度の介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務延べ対応件数は86,998件(介護予防支援:57,572件、介護予防ケアマネジメント:29,426件)であり、当該業務の比重が大きい状況であった。

●R5年度給付管理件数:33,331件(直営:43.9%、委託:56.1%)

圏域		中央	東	西	南	北	計
介護予防支援	直営	3,155	1,757	1,147	2,045	1,214	9,318
	委託	3,100	1,816	3,449	1,968	2,197	12,530
	計	6,255	3,573	4,596	4,013	3,411	21,848
	委託率	49.6%	50.8%	75.0%	49.0%	64.4%	57.4%
介護予防ケアマネジメント	直営	2,100	1,011	595	1,184	416	5,306
	委託	2,006	789	1,541	1,067	774	6,177
	計	4,106	1,800	2,136	2,251	1,190	11,483
	委託率	48.9%	43.8%	72.1%	47.4%	65.0%	53.8%
給付管理件数計	直営	5,255	2,768	1,742	3,229	1,630	14,624
	委託	5,106	2,605	4,990	3,035	2,971	18,707
	計	10,361	5,373	6,732	6,264	4,601	33,331
	委託率	49.3%	48.5%	74.1%	48.5%	64.6%	56.1%

参考:令和4年度 32,873件

4 介護予防講座運営等事業

高齢者個人や団体が地域で介護予防に取り組める地域づくりを事業目標に、地域ニーズに応じた普及啓発活動を行い、地域住民組織や団体、専門職と連携した支援体制の充実を図った。

		回数・団体数	対象者数
普及啓発活動		425	7,638
基本チェックリスト	実施	31	338
	該当者		148
介護予防講座運営等計		456	7,976

(1) 介護予防に関する地域課題の把握

圏域や校区ごとに、前年度の総合相談の傾向や高齢化率、市が実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、地域の団体の活動状況、社会資源の情報等をもとに、地域における介護予防に関する課題の抽出を実施した。また、保健所や社会福祉協議会（生活支援コーディネーター）、長寿支援課、地域福祉課等と開催する地域課題検討ケア会議にて、各セクションにて把握している介護予防に関する課題を共有するとともに、課題に対する解決策や連携した取組内容について協議を行った。

(2) 介護予防の働きかけ・普及啓発・支援活動

介護予防に関する情報発信や普及啓発の機会を増やすことを目的に、民生委員定例会、ふれあいの会班長会、まちづくり振興会や校区社協、老人クラブ定例会、自主グループ、住民団体（サロン等）に出向き、出前講座資料や「ほうかつだより」の他、さまざまな媒体を用いて介護予防に関する情報発信を行った。また、地域のイベントや行事に介護予防に関するブースを設け、チラシ設置や血圧測定などを実施し、幅広い世代の健康意識の向上を図った。

介護予防と交流の場を目的とした新たなサロン等の立ち上げや、活動が停滞している既存のサロン等に対しても一般介護予防事業や出前講座の活用を促す等活動継続のための支援を実施した。

介護予防の普及啓発を図るための取組みとしては、各地域団体の活動に参加し、主催者との連携を図りながら、基本チェックリストの実施や介護予防テキスト等を用い介護予防講座の実施に取り組んだ。講座の実施にあたっては地域の介護サービス事業所等と連携し、講師からの説明のみでなく、脳トレや軽体操、タオル DE こげんよか体操や口腔体操など実践的な内容も取り入れるなど参加者に興味を持っていただき、自宅や地域の集まりでも実践いただけるよう工夫を行った。また、参加者に対して基本チェックリストを実施し、返却時に該当項目の説明を行うとともに、介護予防に関する事業の紹介や基本チェックリスト該当者には個別にアプローチし支援に繋がったケースもあるなど、団体及び個人に対する介護予防の取組みを支援した。

5 地域ケア会議の実施

久留米市では、平成 27 年 7 月に市、地域包括支援センターに加え専門職団体の協力を得て作成した『久留米市における地域ケア会議マニュアル』【令和元年 10 月改正】に基づき、市と地域包括支援センターが一体となって地域ケア会議の開催を推進している。

令和 5 年度は、地域ケア会議を活用し、関係機関と支援体制の構築を行い、個別支援の充実と社会基盤の整備を行うことを推進目標に掲げ、各地域ケア会議を開催した。

●R 5 年度地域ケア会議開催実績

センター		中央	中央 2	中央 3	東	東 2	西	西 2	南	南 2	北	北 2	計
自立支援地域ケア会議	検討ケース数	10	10	10	15	12	15	15	13	17	15	15	147
	うち直営	7	4	2	6	1	3	0	6	6	5	3	43
	うち委託	3	6	8	9	11	12	15	7	11	10	12	104
個別支援・権利擁護 個別支援地域ケア会議	検討ケース数	2	2	7	2	5	5	3	2	1	3	3	35
	うち権利擁護	2	2	7	1	5	5	3	2	1	1	3	32
地域課題検討ケア会議	開催回数	6	2	3	5	9	4	1	2	2	4	4	42
	うち介護予防	5	2	3	2	2	2	1	2	2	2	4	27

(1) 自立支援地域ケア会議

①会議の趣旨等

介護支援専門員が実際に作成した要支援 1・2 のケアプランについて、アドバイザー（理学療法士、作業療法士、薬剤師、管理栄養士、言語聴覚士又は歯科衛生士）が自らの専門分野の見地から、ケアプランやサービスの内容についてアドバイスを行うことで、要支援認定者の自立支援及び生活の質の向上と参加者のスキルアップを目指して会議を行っている。地域包括支援センター職員は、司会者、専門職の立場で会議を運営している。

②令和 5 年度の実施状況

令和 5 年度は、高齢者の重度化予防・自立支援に向けた個別支援の充実のため、自立支援地域ケア会議や介護支援専門員向け研修を通じて、高齢者の心身機能の改善や日常生活の活動を高める介護予防ケアマネジメント力向上と、高齢者が家庭内や地域での役割を担い介護予防や自己実現ができるようチームアプローチを通じた介護予防ケアマネジメント力向上を図った。

自立支援に資する課題の一つとして、介護支援専門員の ICF（※）の概念に基づく「参加」を意識した介護予防ケアマネジメント力が抽出され、課題解決に向けた取組として、介護支援専門員を対象とした「介護予防ケアマネジメントスキルアップ研修」を年 4 回実施し延べ 224 名の参加があった。

自立支援地域ケア会議で検討した 147 事例のうち、会議でのアドバイス内容がケアプランに反映できたのは 88 件であった。会議でのチームアプローチへのアドバイスでは、家族や介護サービス事業所と連携した支援について助言がなされたが、家族の理解が得られにくい等の理由でケアプランへの反映ができなかった事例もあった。

ケアプランの目標設定に関し、約 7 割が現状維持や機能回復・活動量向上の目標設定にとどまっており、アセスメントで得た「参加」の内容が目標に反映されていない状況であったが、会議後に「現状維持や機能回復」の目標設定から、「活動」「参加」目標に変わった事例は 47 件あり、介護支援専門

員の意識の変化が見られた。

※ICF（国際生活機能分類）とは・・・

人間のあらゆる健康状態に関係した生活機能状態から、その人を取りまく社会制度や社会資源までをアルファベットと数字を組み合わせた方式で分類するもの。

ICF では、人間の生活機能と障害について、「心身機能・身体構造」、「活動と参加」、それに影響を及ぼす「環境因子」について、合計約 1500 項目に分類している。

ICF を活用することによって、障害や疾病を持った人やその家族、サービスを提供する保健・医療・福祉等の幅広い分野の従事者が、ICF を用いて障害や疾病の状態などを表現することによって共通理解を持つこと ICF を用いることによって、さまざまな障害者に向けたサービスを提供する施設や機関などで行われるサービスの計画や評価、記録などのために実際的な手段を提供することなどが可能になる。

（２）個別支援・権利擁護個別支援地域ケア会議

①会議の趣旨等

個別課題について多くの関係機関・団体等が多様な視点から検討を行うことにより、高齢者の課題解決を支援すること及び個別ケースの検討を積み重ねることで地域課題を発見し地域課題検討ケア会議に繋げることを目的に、個別支援地域ケア会議を実施している。

会議で検討を行うケースについては、地域包括支援センターに寄せられた総合相談やケアマネジャーからの相談などの中から、地域ケア会議の必要性を判断した個別ケースについて市と協議し選定を行っている。具体的には、支援者（ケアマネジャーや地域包括支援センター）が困難を感じているケースや援が必要だと判断されるがサービスに繋がっていないケース、権利擁護が必要なケースなどについて検討を行っている。

会議の参加者については、支援対象となる高齢者及びその家族の状況、課題の内容、地域の実情等に応じ、地域における高齢者等支援の関係者の中から参加者を決定している。

②令和 5 年度の実施状況

令和 5 年度は 35 事例について検討を行った。選定した事例の要因としては、高齢者本人が認知症や精神疾患の障害があり、判断力に課題がある事例が半数あった。また、意思決定をすべき家族にも認知症や精神疾患等があるため適切な意思決定ができず、金銭管理に関する課題がある世帯の事例も半数を占めた。

会議実施の効果としては、支援者間で情報共有、役割分担が図れたこと、高齢者の支援のみならず、世帯の複合的課題に対し関わる関係機関とのネットワーク構築が図れたことなどが挙げられる。各専門分野（高齢、障害、困窮等）の相談支援機関の視点から課題の見立てを行うことで、高齢や本人や世帯に対しての介入方法の検討を行い、各機関の対応事例をもとにしたアドバイスの実施や支援の役割分担の検討ができた。

③地域課題の抽出

令和 5 年度個別支援地域ケア会議の実施を通して抽出された課題は以下のとおり

- ・支援を必要とする高齢者やその家族に困り感がなく、適切な意思決定ができずに訪問や面談を拒

否する事例において、各相談支援機関の機能では支援が難しい場合の各機関同士の連携

- ・ 支援者間で課題認識の相違があり、連携した支援がスムーズにできない
- ・ 意思決定支援が必要な事例において、早期発見・早期相談への繋ぎに課題があり、地域住民組織も含めた支援体制の構築の取組検討が必要

(3) 地域課題検討ケア会議

①会議の趣旨等

個別の課題の検討を積み重ねることなどにより、見えてくる地域における支援やサービスの不足、職種あるいは機関の連携の不足、深刻化が予想される地域課題のうち専門的なものについて、関係者で認識を共有し解決策の検討を行っている。

②令和5年度の実施状況

【会議種類毎の開催実績】

○介護予防地域課題検討ケア会議（R5 実績：27 会議体）

保健所、社会福祉協議会生活支援コーディネーター、長寿支援課、地域福祉課と地域の介護予防に関する課題の検討を行った。

○民生委員包括連絡会議（R5 実績：11 会議体）

校区の民生委員児童委員、社会福祉協議会生活支援コーディネーター、障害者基幹相談支援センターと地域課題の共有と支援が必要な高齢者（世帯）の早期発見・対応に関する検討を行った。

○地域住民や地域の介護サービス事業所との地域課題検討ケア会議（R5 実績：4 会議体）

地域住民組織や地域の介護サービス事業所と見守り体制や介護予防に取り組める場に関する課題の検討を行った。

【検討した地域課題】

令和5年度に開催した全会議体において、「通いの場」に関する検討を行った。その他、「介護予防」や「見守り」の検討も実施した。課題の早期解決は難しいものの、関係機関と課題の共有ができ、課題解決に向けた取組を連携して実施することについて共通認識を持つことができた。

③課題の抽出

令和5年度地域課題検討ケア会議の実施を通して抽出された課題は以下のとおり

- ・ サロンや老人会、自主グループ等の地域活動に参加している高齢者は比較的元気である反面、参加していない高齢者がフレイル状態にあり、また介護予防に関する情報を得にくいことから、フレイル状態にある人を早期に把握し、個別支援に繋げること
- ・ 通いの場が身近にないことや、介護予防や認知症予防の取組み、見守り支援における地域の担い手が不足していること

6 重層的支援体制整備事業への参加

久留米市では、改正社会福祉法第106条の4（令和3年4月施行）の規定により、令和3年度から重層的支援体制整備事業を推進しており、この事業への協力を行い、重層的支援会議及び支援会議に参加した。

【会議開催】

R5年度 重層的支援会議及び支援会議：12回開催

Ⅲ 【事業報告におけるまとめ】

令和 5 年度久留米市地域包括支援センター事業計画において、「高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域特性に応じた個別支援の充実と地域づくりを行う」ことを事業目的として、市及び関係機関・団体等と連携を取りながら、「介護予防と自立支援」、「認知症支援」、「権利擁護支援」に取り組んだ。

「介護予防と自立支援」については、より効果的な実施内容となるよう、各圏域や校区における相談傾向やニーズを踏まえた地域課題の把握を行ったうえで、サロンや民生委員定例会、老人クラブ等様々な地域団体の活動に出向き様々なツールを用いて介護予防の情報発信や普及啓発を行ったほか、地域のイベントや行事での周知活動など高齢者のみならず幅広い世代を対象に健康意識の向上を図った。また、介護予防の場の立ち上げや既存団体の活動の活性化等の支援を通し、事業目標である「高齢者個人や団体が地域で介護予防に取り組める地域づくり」に取り組んだ。

「認知症支援」については、各センターに 1 名ずつ認知症地域支援推進員を配置することで、相談件数の増加や多様化する相談内容にも適切に対応できる体制づくりを行った。また、認知症への理解の促進と早期発見・対応できる地域づくりに向け、地域団体以外にも、地域の商店や金融機関、郵便局との連携体制づくりや連携強化を図るとともに、認知症サポーター養成講座やオレンジ協力隊養成講座の実施を通し、事業目標である「認知症があっても地域で暮らし続けられる地域づくり」に取り組むことができた。

「権利擁護支援」について、高齢者虐待の相談対応においては、各関係機関と連携し早急な対応に努めるとともに、権利擁護に関する困難事例については、積極的に権利擁護個別支援地域ケア会議の仕組みを活用し各専門機関と役割分担を行いながら支援を実施するなど権利擁護支援のネットワーク構築を図ることができた。また、個別ケースへの対応以外にも、地域団体等や介護事業所等へのアプローチを実施し、高齢者虐待の未然防止や早期発見のための取組みの充実を図った。また、認知症に関する相談が増加傾向にあることから、合わせて成年後見制度や消費者被害についても様々な機会を捉えて情報発信に取り組むなど、事業目標である「高齢者の権利擁護を充実させる地域づくり」を進めることができた。

さらに、令和 5 年度久留米市地域包括支援センター地域ケア会議推進計画においては、「地域ケア会議を活用し、関係機関と支援体制の構築を行い、個別支援の充実と社会基盤の整備を行う」ことを推進目的として、高齢者の重度化予防・自立支援のための「自立支援地域ケア会議」や意思決定支援が必要な高齢者や世帯に対する課題解決のための「個別支援・権利擁護個別支援地域ケア会議」を開催し、個別支援の充実や関係機関と連携した支援体制づくりに取り組んだ。

個別支援の検討を行うなかで見えてくる地域課題に対しては、「地域課題検討ケア会議」の場を通して、関係機関や地域の関係者と課題及びその解決に向けた取組みを連携して実施することを共有することができた。

地域包括支援センターに寄せられる相談は、年々増加傾向であることに加え多様化・複雑化しており、相談受付から終結に至るまでに長期間を要するケースも増加している。限られた人員体制においても適切に相談対応できるよう、関係機関や地域住民との連携、役割分担やネットワークの構築が大変重要であり、令和 5 年度においては地域包括支援センターで実施する全事業において当該視点を踏まえた取組を行うことができた。

以上のことから、地域包括支援センターの運営を適切、公正に実施したと考える。

